

PCB の毒性等に関すること

【カネミ油症などで毒性が心配。】

- ・ 1968 年（昭和 43 年）西日本各地で発生したカネミ油症事件は米ぬか油(ライスオイル)中に、脱臭工程の熱媒体として用いられた PCB 等が混入したことが原因で起きた食中毒事件で、PCB が口から体内に入ってしまった世界的にも稀な事例。
- ・ 一般に PCB の中毒症状としては、爪や口腔粘膜の色素沈着、塩素座そう（塩素にきび）、爪の変形、関節の腫れ、肝機能障害等がある。
- ・ PCB 自体の急性毒性は、衣類の防虫剤程度と言われ、直接飲んだり触れたりしない限り、近くにあるだけで直ちに影響があるというものではない。
- ・ しかし、PCB は一度環境中に放出されると、その物理的、化学的性質から分解されにくく、食物連鎖で長い時間をかけて人体に濃縮されることによって発ガン等の恐れがあると懸念されている。このような状況から PCB の処理が急がれている。

【カネミ油症の患者数は。】

- ・ 当時の患者数は、およそ 13,000 人と聞いている。

【PCB は、トリクロロエチレンのように漏洩したものが地下浸透することはあるのか。】

- ・ 全く浸透しないということはない。ただし、処理施設で扱う場合は、地下へ浸透しないような対策を行うため問題ない。

広域処理に関すること

【全国の事例は。】

- ・ 国は、全国に 7～8 ヶ所の施設を整備する計画である。候補地は、北九州市、大阪市、東京都、北海道室蘭市が挙げられている。
- ・ 北九州市が最も先行しており、設置場所、処理方式、設計・施工業者が決定したと聞いている。

【愛知県以外のものも処理するのはなぜか。】

- ・ 国の施策として全国を数ブロックに分け処理する。この事業では東海 4 県を処理の対象とする。
- ・ 愛知県が東海 4 県の 6 万台のうち約 50%を保有しており、また豊田市は約 10%を保有している状況にある。（注:保有台数は平成 10 年厚生省調査結果。以下同じ。）

【東海 4 県以外から処理の要望があった場合の対応はどのようにするのか。】

- ・ 東海 4 県以外の処理は考えていない。

処理施設に関すること

【なぜ細谷町なのか。】

- ・ 東海 4 県の 6 万台のうち約 50%が愛知県内にあり、また県内の約 20%が市内にある。この地域はこれらを利用し、産業を発展させてきたことから協力するものである。
- ・ また、市内の保管量の大部分がトヨタ自動車㈱（以下トヨタ）であり、大量に保管していることから、自社地の提供となったと聞いている。

【他の場所の検討はしていないのか。】

- ・ 国が示した段階でトヨタがこの場所で受けたことを市は尊重していきたい。

【処理事業の操業開始はいつか。】

- ・ 関係住民の概ねの理解が得られれば、その後の事務手続きから 2～3 年後の処理開始になると思う。
- ・ 関係者の意向としては、万博までには立上げたい考え。

【処理期間はどのくらいか。】

- ・ 10 年程度かけて処理する。処理終了後は解体撤去する。

【H28 年までに終了する計画だが、約束できるか。】

- ・ 法律で決められた最終期限であり、法改正がない限り守られる。

【PCB の事業計画についてどうか。】

- ・ 受入れる場合、市は国県に条件等について取り決めをしてから、環境事業団が手続きを進める。処理期間は、平成 28 年までである。（注：豊田事業実施計画は平成 14 年 10 月 24 日環境省認可。）

【PCB 事業の跡地の利用についてはどうか。】

- ・ 跡地については、更地にしてトヨタに返す。

【平成 28 年までの処理だが、その後発生したものはどうするのか。】

- ・ PCB については、現在、製造されていないので、新たに発生することはない。
- ・ 使用中のものは平成 28 年までに切り替えなどしないと処理ができなくなる。

【現在使用中のコンデンサやトランスに PCB は含まれるか。】

- ・ 昭和 47 年の製造、使用の禁止以降のものには PCB は使われていない。この事業では昭和 47 年以前製造のコンデンサやトランスを処理する。

【蛍光灯安定器の PCB も処理するのか。】

- ・ 中部電力以外の PCB は処理する予定。(注:豊田事業実施計画にて蛍光灯安定器等一部のものは対象外となった。)

【PCB はすべて把握しているか。】

- ・ 平成 10 年の厚生省アンケートで確認した数であり、現在、PCB 特措法により再度数量を把握しているところ。

【処理する PCB はどれぐらいの量か。処理予定の 6 万台と、日当り処理量 2 ~ 3t の関係は。】

- ・ はっきりしていない。6 万台というのもしっかりしたデータではなく、PCB 特別措置法が施行されて、今しっかりした量を集計中である。
- ・ 該当機器に大小があり 6 万台に含まれる PCB 量は把握できていない。今後詳細な調査を実施していく予定。

【1 日の搬入量はどのくらいか。】

- ・ 搬入は日に 10 台前後の予定である。

【1 日当り 3t の処理量の場合、(残さ等の)埋立て量は。】

- ・ 現時点で量はわからない。リサイクルできるものは極力リサイクルし、やむを得ないものだけ埋立処分する。

【処理費の費用負担はどうなっているのか。】

- ・ 中小事業者の事業者負担は処理費の 4 分の 1 で、残りの 4 分の 3 を国、都道府県、産業界等民間が支援する。
- ・ 東京都の試算では 1 台の処理が約 80 万円で、その 4 分の 1 の約 20 万円程度が事業者負担となる予定である。

【埋立処分場は市内か。】

- ・ 産業廃棄物として、処理業者に適切に処理をお願いすることになる。現在は、業者が決まっていないために処分場の場所は特定できないが、責任を持って処理がなされる。

【処理プラントは、屋内か屋外か。】

- ・ 屋内の計画と聞いている。

【処理施設は無人か。】

- ・ 無人ではない。作業環境の安全管理を徹底してもらう。

処理技術に関すること

【施設の設備内容の説明はしないのか。】

- ・ 現時点では、処理方式が決まっていないため説明できない。処理方式は、国が化学処理方法として幾つか認定しており、環境事業団が設置する専門家の委員会がこの中から選択する。方法の一例としてパンフレットの8頁に化学処理方法が4方式ほど示されている。

【この事業ではいずれの方式が採用されるのか。】

- ・ 市の検討委員会で、しっかり分解ができ、排ガスや排水の発生が少ない、より安全な方式といったこの地域に適した技術について検討を行ってきた。国にはこれらを参考にすることを要請していく。(注:脱塩素化方式を基本に検討することを国へ提示した受入条件に盛り込んでいる。)
- ・ 正式決定に際しては、最新技術情報も含めて検討されるため、現時点ではあくまで未定である。
- ・ 処理方式が決定した時点で、具体的な安全対策等を要望していく。

【「水熱酸化分解法」や「還元熱化学分解法」は、高温・高圧のため避けてほしい。】

- ・ 市の検討委員会でも、できるだけ常温・常圧の処理が望ましいという評価をいただいたので、これを国に伝えたい。

【処理フローは示せないのか。】

- ・ 現時点では処理方式が決まっていないためフロー等を示すことはできない。

安全対策に関すること

【安全チェック体制は。】

- ・ 安全については、フェイルセーフ(多重チェックや安全側に働く装置)が大切だと考えている。
- ・ 住民の代表や、学識経験者などで構成される安全監視委員会の設置も検討していく。
- ・ また、市は環境事業団と協定を締結して安全を担保していく。

- ・ 安全確認のため測定点を決め、定期的に監視測定していく予定である。

【化学処理に使う薬剤は何か。処理水はどのようなのか。】

- ・ 処理方式が決まっていないため使用する薬剤も特定できないが、例えば、ナトリウムを使用する脱塩素化分解方式であれば、処理後にはビフェニルと塩(塩化ナトリウム)ができる。
- ・ ビフェニルは油で燃料として使用できる。塩などの生成物や金属製の容器等は極力リサイクルしていくが、どうしてもリサイクルできないものは埋立処分等を行う。
- ・ 処理工程で発生する排水は一切逢妻男川に流さない。従業員の生活排水は、合併処理浄化槽を通じて逢妻男川に排水する。

【容器の処理】

- ・ 容器は施設内で油を抜き取り、油と別々に処理する。

【逢妻男川へ PCB が流れ込むとなると魚類への影響が心配。】

- ・ 逢妻男川には工程系の排水は流さないの心配は少ない。

【排水を流さないのはどういうことか。】

- ・ わずかに処理の過程で水がでることも予想されるが、PCB の卒業基準内であることを確認した後に処理業者に出す。

【無排水などありえるのか。】

- ・ PCB 処理に伴う排水については、発生量が極力少ない方式を採用してもらい、発生した排水は溜めて卒業基準内であることを確認した後にタンクローリー等で運ぶため、施設から工程系の排水は一切流さない。なお、従業員のトイレ等の生活排水は処理して流す。

【活性炭処理されるという排気の処理はどの程度か。】

- ・ 基本的な考え方として、安全を確認するため排出モニタリングを行ってから外に出すが、その測定後に更に活性炭を装備して安全を確保してもらうような対策を要望していく。(注:国に提示した受入条件に盛り込んでいる。)

【排ガスは活性炭処理をすることになっているが、その活性炭の処理はどのようなのか。】

- ・ 活性炭については、吸着した PCB を処理施設で処理をして無害化した後に通常の産業廃棄物として出す。

【絶対安全といえるのか。100%安全か。】

- ・ 何があっても 100%安全だとはいえないが、安全対策について環境事業団と協議し、

十分な対策はする。また協定を締結して安全対策をしっかりとやらせてもらう。

【過去の事例からも、公的機関に対する信頼が疑問視されており、市は徹底して監視すべきだ。】

- ・ 同感であり、市はこういった情報についても公開していく。

【H28 年までには、これから 14 年もある。時が経過するにしたがって、慣れが生じて当初の運用基準の適用がルーズになることが懸念される。公的機関でも事故の例が見受けられる。したがって、マニュアルの徹底を継続できるように監視が必要である。】

- ・ 当然に監視を徹底し、事故防止に努める。

【地震対策についてはどうか。】

- ・ 東海地震において本市で想定される震度 5~6 レベルの地震に対しても対応できる施設を環境事業団に要望して行く。(注:国に提示した受入条件に盛り込んでいる。)

【水質と大気について、事業開始前後の比較ができるような検査体制が必要。】

- ・ H13 年度から市内の一般環境調査(水質・大気)中の PCB について調査を始めた。今後は施設周辺も含めて調査を継続していく。また、市の調査とは別に、環境事業団にはこの施設の場内外でのモニタリングを実施するよう事業者に対する条件として指導していく。

収集運搬に関すること

【問題は収集運搬。運搬ルートは。】

- ・ 収集運搬は非常に重要と考えており、搬入ルートを絞って決めていく予定である。今は決まっていない。各県が収集運搬計画を策定していく段階で、協議して搬入ルートを決めていく。
- ・ 県外については、東名豊田インターを利用することになるだろう。

【列車での搬入はないのか。】

- ・ トラック輸送による。
- ・ 台数は、1 日当り 10 台前後と想定している。

【何を積んでいるのか、何個積んでくるか、どこかで集積して運ぶのか解らない。】

- ・ 施設内にストックされる量は限られているので、どの地区のどのトランス等を何個運ぶ等計画的に搬入する。勝手に搬入するわけではない。
- ・ また、トランス等には登録番号で管理することも検討している。

【コンデンサやトランスの運搬中に破損した場合は大丈夫か。】

- ・ コンデンサやトランスを専用の密閉容器に入れ、容器の中には割れて PCB が漏れた場合を想定して吸着材を敷きつめ、転倒しないよう固定する等、外部に漏れないように処置して搬送することになると思う。現在、国がこのような運搬基準を策定中である。

【運搬用車両事故についてはどうか。】

- ・ 交通事故が絶対無いとは言えない。このための対策として、コンテナであれば衝突しても漏れないように工夫する。例えば、転倒しても PCB が流出しないように密閉する等。

【運搬途中の事故による汚染防止対策はどうか。運搬コースにあらかじめ中和剤等を準備しておくことも必要ではないか。】

- ・ 流出した場合は、その個所の土壌表面を削って処理することも検討されている。こうしたことも含めて、現在、国で収集運搬のための技術基準を検討中であり、これに従うことになる。

国、関係自治体、事業者等の責任に関すること

【製造者責任はないのか。】

- ・ 法律の規定に基づいて、国は製造業者等に対して（処理）資金の出えんという形で負担をお願いしている。

【誰が、いつ、どこで承諾したかが問題となり、責任を問われたとき誰が責任をとるのか。】

- ・ 関係自治体の意見を踏まえて、市が判断し、国に回答していくものであり、事業に際しては国、環境事業団、県、市がそれぞれの役割を果たす責任を担って進めていくものであることを理解されたい。

【埋立処分は、専門業者に依頼するとのことだが、その業者管理を徹底すべきだ。】

- ・ 排出者責任として、当然、環境事業団は適正に処分されたか確認するなどの管理を行っていく。

【国や市の監督の具体的な内容は。】

- ・ 環境省から環境事業団への職員派遣もあり、両者は一心同体で責任を担うことになる。

- ・ 市は、環境事業団と協定を締結し、監視も実施していく。

【市と環境事業団との協定について。】

- ・ 現在、まだ何も決まっていない。今後、市民の意見を伺い概ね了解をいただければ、協定や受入条件の検討を進める。(注:受入条件については既に提示して承諾されている。)

【風評被害が発生した場合の対応(調査・説明など)や責任は。】

- ・ 風評被害を引き起こすような誤解を生じないように対応していく。

地元対応に関すること

【もっと早く情報を知りたかった。既に決定しているのか。】

- ・ 決定事項ではない。

【一般市民への周知はどうするのか。】

- ・ まずは関係自治区の意見を聞くことが大事、一般市民への周知はまだしていない。今後関係自治区以外にも、区長会の場を借りて説明していく。
- ・ また、ある程度周辺の人々の理解をもらった上で、広報にも出していく。
- ・ 10月1日号広報とよたに特集を組む。(注:10月1日号に掲載した。)

【具体的な内容はすべてこれから検討するとのことだが、決定した際の公表は。改めて自治区に説明があるのか。】

- ・ 広報やホームページなどで広く公表していく予定。

【我々に対する説明は、今日以降は行わないのか。】

- ・ 処理の概要等がもう少し具体化されれば、またお知らせする。

【ここで聞いて区に帰っても説明できないので、市の職員が来て欲しい。】

- ・ 機会を設定してもらえれば、責任ある者が出向いて説明する体制をとっている。
- ・ 土日、夜間に関わらず出向く用意がある。

【住民が納得する必要があるのでは。また個々の人に説明してくれるのか。】

- ・ 市は平成13年度にいわゆる紛争予防条例を作った。この中で対応していきたいが、要望があれば何らかの方法で対応したい。

【区民全員に説明した方が良いのでは。】

- ・ 自治区の概ねの意見を伺い、市の意思決定の参考にする。
- ・ 受入決定の場合には意見等を集約したものを受入条件に反映させていく考えである。
- ・ 今の段階で関係自治区民全員に対する説明は考えていない。

【市議会の関係はどうか。市議会との連携はとれているのか。】

- ・ 市議会への要請があって直ぐに説明した。
- ・ 色々な考えの議員がいるが、特に反対の人はいない。住民理解を求めてから進めよと言われていた。
- ・ 議会とは、段階ごとに協議・調整し、最終的に市長の判断により進めていく。

【我々が承諾しないと事業が進まないということか。】

- ・ 関係自治区の意見を踏まえて、市が判断して国に回答していきたい。一般市民には広報などで周知していく。

【市として一定の回答目標は考えているのか。】

- ・ 関係自治区に十分説明して、それを待って判断していく。1ヶ月以上はかかる。
- ・ 国は万博開催の前段で施設立上げしたい思いがあり、早く承諾の返事が欲しいと言われているが、市としては皆さんに十分理解してもらうのが先決である。

【処理方式が決まり、安全性を説明できる段階で、立地要請をするのが筋だと思う。】

- ・ 同感であるが、現時点はその詳細計画に入る前段階であり、理解されたい。

【一方的な事実の公表でなく、質疑の機会を持って相互理解を得る必要がある。】

- ・ 要望として聞いておきたい。(強くお願いしたいとの念押しがあった。)

【市民の意見は聞いてもらえるのか。】

- ・ 市は住民意見を集約して、条件として反映させていく。

【なぜ、逢妻男川流域のような遠いところまで説明するのか。多少は危険なものが流れ出すということか。】

- ・ 周辺 500mの地域と運搬ルートに掛かる地域を予定地周辺ということで考えていたが、工程排水を出さないという安全対策について逢妻男川流域の地域の人に知ってもらふべきとの判断から、地域を広げて説明することとした。

その他、意見

【いたずらに不安をあおるような大げさなことにはならない。様々な問題があると思うが、行政として、市民に対して責任ある対応をするように要望する。】

- ・ 心して進めていく。

【国に協力するメリットは何かあるか。税金の免除など恩恵はあるのか。】

- ・ 特にメリット、見返りなどはない。

< 意見 >

- ・ 話は代表者が聞いておけばよい。住民全てに説明することは無理だろう。場所がない。
- ・ 区長も担当職員も代わっていくので、引継ぎが重要である。
- ・ 情報は常に公開してほしい。
- ・ 全戸に周知するならポルトガル語、スペイン語等の資料が必要である。
- ・ 大変なものに手を出してくれたと思っている。いずれにせよ、ルートや場所が決まっているので説明会をやらないといけない。説明をやってもらう。
- ・ 今、逢妻男川に絡んで、水辺と緑のイベントを計画している。植樹祭もやる。逢妻男川をきれいにする活動の取組みの最中に大変な話が出てきてしまった。
- ・ 今回の地元説明は、説明で賛否を求められていない。自治区としては、反対だけれども、トヨタとの関係もあるので仕方がない。できればよその市でやってほしいと思う。

複数意見があったものについては、集約しています。